CAN DQ "可能性への挑戦"

第53号

金田会計事務所通信

【 働き方改革を考える 】

今年の秋は何年かごとにやってくる税務調査依頼の当たり年となりました。各税務署からの依頼電話で7件目には思わず「いい加減にしてくれ」と言ってしまいました。その税務署調査担当者は状況が分かっていないので恐縮していました。国税局が統括して「この先生のところは今年はもう手いっぱいだから次にしよう」というシステムをぜひ作ってほしいところです。また新規の仕事に加え、最近はさらに税理士会の仕事や各種団体の役職の仕事も増えていますので、「休みが欲しい」という気持ちは正直あります。

通常より時間が取られる時に限り、仕事が増えるのはありがたいことです。忙しい時にさらに仕事が重なるというのはよくあることで、スケジュール管理に四苦八苦することもあります。それはそれで幸せなことといえるのかもしれません。しかし、最近では営業マンなら誰もが聞いたことのある「電通鬼十則」の電通の事件など過労死の問題から働き方改革が叫ばれており経営者には悩ましいところです。

人間にとって働くことは貴(とうと)いことでそれ自体は人生を物心両面で豊かにするものであるのは間違いないことです。しかしモーレツに働くこと(成功)が目的であれば本末転倒といえます。今の時代は**働き甲斐**が問われているということになるのではないでしょうか。

私は経営セミナーを行えば会社の理念・社訓などを創るように勧め、指導してきましたが、 実は当事務所には明文化したものはありません。英国憲法のように不文律なのだといえば 聞こえはいいかもしれませんが、初期のころに規定するのは将来にわたっての可能性を制 限するのではないかとの気持ちがあったのであえて創りませんでした。しかし、最近ではス タッフからの要望もあり来年度に向けて考えを成文化していくことにしました。何故、何のた めにこの仕事をするのか、形だけでなくまずは根本の問題こそが「真の働き方改革」の核心 であると考えています。



金田 康良 2018年 11 月

消費税 10%に増税―適格請求書(インボイス)方式の対応



政府は来年(2019年)10月1日から消費税率を10%とする予定です。連日のように軽減税率8%についての解説が、テレビや新聞でなされていますが、事業者にとっての準備はそれだけにとどまりません。相手に発行またはこちらが受領する請求書・領収書等の形式についても大きな変更をしなければなりません。

【請求書等の形式の見直しの概要】

現在の請求書からまず消費税の軽減税率の導入に伴い、2019 年 10 月 1 日からの 4 年間(2023 年 9 月 30 日まで)は暫定的に「区分記載請求書保存方式」、2023 年 10 月 1 日以降は「適格請求書等保存方式(日本版インンボイス方式)」が帳簿・請求書等の保存要件となります。日本商工会議所の調査では多くの企業はシステムの改修もあり「区分記載請求書保存方式」ではなく「適格請求書等保存方式」に直接移行することを検討しているようですので「適格請求書等保存方式」を中心に説明します。(区分記載請求書方式については詳しくはCan Do 第 43 号参照)

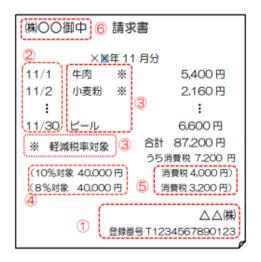
★改訂される請求書方式

	請求書への記載事項	帳簿への記載事項
現行制度(2019 年	請求書発行者の氏名・取引年	課税仕入の相手方の氏
9月30日まで)	月日・取引内容・対価の額・請	名·取引年月日·取引内
9 7 30 D & C /	求書受領者名	容・対価の額
区分記載請求書	(現行制度に加え)	(現行制度に加え)
方式	①軽減税率の対象である旨	軽減税率の対象である旨
(2019年10月1日	②税率ごとに合計した対価の	
~2023 年 9 月 30	額	
日まで)		
	(現行制度に加え)	(現行制度に加え)
	①適格請求書発行事業者の	軽減税率の対象である旨
適格請求書等保	登録番号	
存方式(2023年10	②軽減税率の対象である旨	
月1日以降)	③税率ごとに合計した税抜又	
	は税込対価の額及び税率	
	④消費税額等	

≪適格請求書等の記載例≫

適格請求書発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これに類する書類を交付しなければなりません。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び<mark>登録</mark> 番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である場合はその 旨)
- ④ 税率ごとに合計した対価の額(税抜き又は税込み) 及び適用税率
- ⑤ 消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称



(注)<u>適格簡易請求書の記載事項</u>は、上記①から⑤となり(ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足ります。)、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要。(適格簡易請求書については次頁の※を参照)

【適格請求書発行事業者登録制度】

- 1、適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。 つまり、買い手側にとっては適格請求書でないと仕入税額控除が出来ない為、 売り手側は登録が必要になります。
- 2、適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録番号を発行してもらう必要があります。 なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

★ 登録申請のスケジュール

登録申請は平成 2021 年 10 月 1 日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される 2023 年 10 月 1 日から登録を受けるためには、原則として、2023 年 3 月 31 日まで(ただし、困難な事情がある場合には、2023 年 9 月 30 日まで)に登録申請書を提出する必要があります。

【適格請求書発行事業者の義務等】

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、取引の相手方(課税事業者に限る)の求めに応じて、適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課されます。(書面での交付に代えて、電磁的記録により提供することもできます。)

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等については、記載事項を簡易なものとした前頁の「適格簡易請求書」を交付することができます。

売り手は**軽減税率対象品目の販売の有無にかかわらず**、取引先(課税事業者)から求められた場合には、適格請求書を交付しなければなりません。

★ 適格請求書の交付義務免除

適格請求書を交付することが困難な取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関による旅客の運送(3万円未満に限る)
- ② 自動販売機により行われる課税資産の譲渡等(3万円未満に限る)
- ③ 郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る) 等

★ 適格請求書の交付方法の特例

媒介または取次ぎに係る業務を行う者(媒介者等)を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

今回は請求書等発行側(売り手側)を中心に説明しましたが、買い 手側にとって適格請求書等を保存することが仕入税額控除を受ける 絶対条件になりますので、その点をご理解の上、移行手続きをお進 め下さい。適格請求書の内容については簡単に掲載することにとど めていますので不明な点がありましたらお気軽にご相談ください。



>

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 イワタニ第二ビル10階 TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail: info@kaneda-kaikei.com URL: http://kaikei.asia/